文書番号	
版 数	1
制定日	2019年4月1日
改訂日	2019年4月1日
実施開始日	2019年4月1日

スマートデバイス使用基準

頁		1,	/9	
承認	承	認	作	成

目次

1. 本書の目的	2
1-1. 目的	2
1-2. 対象者	2
2. 定義	2
3. 使用範囲	3
3-1. 使用対象者	3
3-2. 対象機器	3
3-3. 使用可能なアプリ	3
3-4. 使用可能な外部サービス	
3-5. 使用可能なネットワーク	3
4. スマートデバイスの管理	
4-1. 支給	4
4-1-1. 使用申請	
4-1-2. 受け取り	4
4-1-3. 更新	4
4-2. 使用時 4	4
4-2-1. パスコード設定	4
4-2-2. 物理セキュリティ対策	4
4-2-3. マルウェア対策	5
4-2-4. データセキュリティ対策	6
4-3. 修理・返却	ô
4-3-1. 修理6	ô
4-3-2. 返却	ô
5. アプリと外部サービス 6	ô
5-1. アプリ	ô
5-2. 外部サービス	7
6. 例外事項 7	7
7. 罰則事項	7
ひ訂履歴表	
【別紙】Wi_Ci マクセスポイント使用時の密章占 エラー! ブックマークが完養されていません	

2/9

頁

1. 本書の目的

1-1. 目的

文書番号

本文書は、スマートデバイスの管理や遵守事項に関する基準文書である。業務で使用するスマートデバイスを限定した上で使用方法を明確にすることで、社外でのスマートデバイス使用にともなう情報の漏えい、改ざん、破壊等を防止することを目的とする。

1-2. 対象者

当社の従業員等で業務にスマートデバイスを使用するすべての者。

2. 定義

- (1) 「スマートデバイス」とは、スマートフォンやタブレット等、パソコンと異なり、キーボードを使わず指やタッチペンにてタッチスクリーンを操作する端末をいう。
- (2) 「外部サービス」とは、メールやグループウェア等、社外の事業者がクラウド上で提供しているサービスをいう。
- (3) 「モバイルデバイス」とは、「モバイル PC」と「スマートデバイス」の総称とする。
- (4) 「PC」とは、社内に設置された社内 LAN パソコン (仮想 PC も含む)、モバイル PC の総称とする。
- (5) 「モバイル PC」とは、社外に持ち出し可能なパソコンをいう。
- (6) 「電子媒体」とは、USBメモリ等可搬型の大容量記録媒体をいう。
- (7) 「情報機器」とは、PC、モバイルデバイス、電子媒体の総称とする。
- (8) 「周辺機器」とは、キーボード、マウス等、ケーブル等で情報機器に接続する機器をいう。
- (9) 「当社」とは、池田糖化グループをいう。
- (10) 「従業員等」とは、当社の役員及びこれに準じる者並びに従業員(嘱託、パートタイマー、アルバイト、派遣社員及び当社の関係会社からの受入者を含む。)をいう。
- (11) 「ITS」とは、アイティエス システム部門をいう。

3. 使用範囲

文書番号

3-1. 使用対象者

スマートデバイスの使用対象者は、以下の条件を満たすことを必須とする。

- (1) 「誓約書」を提出した者。
- (2) 集合教育、または e-Learning 研修にてスマートデバイス使用に関する教育の受講を完了した者。
- (3) 「IT・セキュリティに対するリテラシー」 を有する者。

3-2. 対象機器

業務で会社資産の情報を取り扱うことができるスマートデバイスは以下とし、私有のスマートデバイスを業務に使用しないこと(許可された私有スマートデバイスは除く)。

(1) ITS が使用を許可した社有のスマートデバイス(スマートフォン、タブレット)。

使用を許可する機器は、MDM(モバイルデバイス管理)用のエージェント等を導入し、ITS の管理下におかれるものとする。

なお、使用を許可されたスマートデバイスには、必ず許可されたことを示すシール等を他の 従業員等から視認できる位置に貼付すること。

3-3. 使用可能なアプリ

スマートデバイスで使用が可能なアプリは「使用可能なソフトウェアおよび外部サービスー 覧」に記載されているアプリのみとする。

なお、「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」以外のアプリで、業務上必要なアプリがある場合は、「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に追加する必要があるため、個別に ITS に確認すること。

3-4. 使用可能な外部サービス

スマートデバイスで使用可能な外部サービスについては別途用意する「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されているサービスのみとする。

なお、「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されているサービス以外で、業務上必要な外部サービスは、個別に ITS に確認すること。

3-5. 使用可能なネットワーク

スマートデバイスを社内ネットワークに直接接続してはならない。 また、社外ネットワークへアクセスする場合、以下の通信手段のみ許可する。

- (1) 通信事業者が提供する通信手段(4G/3G等)
- (2) 以下の Wi-Fi
 - ① 社有のポータブル Wi-Fi 機器
 - ② 社有のスマートフォンのテザリング
 - ③ 自宅の Wi-Fi 機器、ホテルが提供するインターネット接続サービス
 - ④ 拠点に据え置きする会社が用意した Wi-Fi 機器

使用にあたっては、別紙「Wi-Fi アクセスポイント使用時の留意点」に記す事項に留意する

頁

こと。

4. スマートデバイスの管理

4-1. 支給

4-1-1. 使用申請

- (1) スマートデバイスの支給を受ける者は事前に以下を提出すること。
 - ① 「スマートデバイス新規購入・更新申請書」

4-1-2. 受け取り

- (1) 本基準に記載している遵守事項を遵守すること。
- (2) 情報機器毎に定められた導入手順書等に従い、初期設定を行うこと。
- (3) 必要に応じて、ストラップ、プライバシーフィルタ、ケース等の取り付けを行うこと。

4-1-3. 更新

(1) 経年劣化、修復不可能な故障、使用目的の変更等、やむを得ない理由により、スマートデバイスの機種を変更する場合は、代替機の支給または貸出を申請し、代替機到着時に使用中のスマートデバイスを返却すること。

4-2. 使用時

4-2-1. パスコード設定

- (1) スマートデバイスのパスコードは ITS の指示に従い、各自が設定すること。
- (2) スマートデバイスのパスコードを第三者に開示しないこと。
- (3) スマートデバイスのパスコードを手帳等に記入する場合は、スマートデバイスと一緒に管理 (保管) しないこと。

4-2-2. 物理セキュリティ対策

- (1) スマートデバイスの他者への使用の制限
 - ① 使用者は、スマートデバイスのロック機能(パスコード、生体認証等)を有効にし、第 三者が無断でスマートデバイスを使用できないようにすること。
 - ② ロック画面上に表示する通知などの情報は最小限にすること。
 - ③ ロック解除方法が第三者に漏れないようにすること。
 - ④ 一定時間未使用時に自動的に画面をロックするよう設定すること。 (推奨時間3分)
 - ⑤ スマートデバイスを他人に譲渡・貸与しないこと。
 - ⑥ 離席する場合、スマートデバイスを机の上等に放置しないこと。

(2) データ転送および充電

- ① 初期設定およびバックアップ・リストア、OS アップデート、充電等を除き、社内 LAN パソコンへのデータ転送を目的としたケーブル接続は禁止する。
- ② データ転送は、使用が許可された外部サービス経由で行うこと。
- ③ 社有のスマートデバイスを私有の情報機器 (PC等) に接続しないこと。

- ④ ストレージ機能を有するカードリーダー等、社有品であっても許可されていない周辺機器を接続しないこと。
- (3) 社外持ち出し時の注意事項

文書番号

- ① ローカル(端末内に保存される領域)に不要なデータがないことを確認の上、持ち出すこと。
- ② 移動時の交通機関や人混みの中では、盗難に遭わないよう、適切にスマートデバイスを 取り扱うこと。
- ③ 紛失対策(ストラップ装着など)を施すこと。
- ④ 紛失防止のため、スマートデバイスは常に手元に置き、放置しないこと。
- ⑤ 社外でスマートデバイスを使用する際は、盗み見に注意して安全な場所で使用すること。 やむを得ず周辺に他者がいる状態で使用する場合には、壁を背にして他者から覗かれな いよう配慮する、またはプライバシーフィルタを使用するなど覗き見を防止すること。
- ⑥ 紛失に気付いた場合は、速やかに ITS に報告すること。
- (4) スマートデバイスの使用者の変更
 - ① スマートデバイスの使用者を無断で変更しないこと。
 - ② 使用者の変更が必要な場合には、いったん ITS に返却後、再度支給または貸出を受ける こと。
- (5) スマートデバイスの改造
 - ① スマートデバイスに対し、ハードウェア的な改造およびルート化等ソフトウェア的な改造を行わないこと。
- (6) 棚卸
 - ① 社外への持ち出しの有無にかかわらず、年に1回以上の現品確認(棚卸)を行うこと。
 - ② 棚卸期間中にスマートデバイスの所在が確認できない場合、速やかに ITS に報告すること。

4-2-3. マルウェア対策

- (1) iOS 以外のスマートデバイスの使用者は、スマートデバイスに導入されたマルウェア対策ソフトの設定を変更せず、常駐設定にして、ファイルへのアクセスおよび電子メールの受信時には、常時スキャンできる状態で使用すること。
- (2) 電子メールやインターネット閲覧を介してのマルウェア被害防止のため以下を遵守すること。
 - ① 電子メールの受信にあたっては、スパムメールや迷惑メールを分別する機能を有効にすること。
 - ② 送信元に心当たりがない電子メールに添付されたファイルや、実行形式のまま添付されたファイルなど、不審な電子メールの添付ファイルを開かないこと。
 - ③ メール内に記載された URL リンクを安易にクリックしないこと。
 - ④ マルウェアなど被害が予想されるような不審な電子メールを受信した場合は、速やかに ITS に報告すること。
 - ⑤ インターネット閲覧時には、業務上関係のないサイトを閲覧しないこと。
- (3) マルウェアに感染した場合、または感染が疑われる場合 マルウェア対策ソフトがマルウェアを検知した場合、またはマルウェアに感染、もしくは感 染が疑われる場合は、以下を実行すること。

文書番号 スマートデバイス使用基準 頁	6/9
---------------------	-----

- ① ITS に速やかに連絡し、対応方法について指示を仰ぐこと。
- ② 無線通信機能(Wi-Fi、Bluetooth等)や通信事業者が提供する通信をOFFにすること。
- ③ ITS の指示に従って、マルウェアを隔離あるいは駆除すること。
- ④ マルウェア被害の影響範囲が社外にまで至っているかを確認し、影響が確認された場合、 あるいはその可能性がある場合、その事実について速やかに ITS に報告すること。

4-2-4. データセキュリティ対策

- (1) 私的利用の禁止
 - ① 社有のスマートデバイスは業務以外の目的で利用しないこと。
- (2) スマートデバイスでの情報保管
 - ① 重要情報や個人情報は、使用が許可された外部サービス上に保存し、スマートデバイス には保存しないこと。やむを得ず、スマートデバイスのローカルに重要情報や個人情報 を一時的に保存する場合は、使用する必要性がなくなった時点で速やかに消去すること。
 - ② 毎月1回、スマートデバイスのローカルデータの確認を行い、不要な情報が保存されている場合は削除すること。ローカルに保存されている電子メールデータや携帯アドレス (キャリアメール)についても、不要なものは送受信ボックスおよびゴミ箱からも削除すること。

4-3. 修理 • 返却

4-3-1. 修理

- (1) ITS が使用を許可した社有のスマートデバイスの修理を依頼する場合は、ITS に連絡、相談すること。
- (2) スマートデバイスの修理を依頼する場合は、機密性の高い情報が読み出し可能な状態で保存されていないことを確認した上で修理を依頼すること。故障の状況により、保存されている情報の確認や保護が実施できない場合には、ITSに確認すること。

4-3-2. 返却

不要になったスマートデバイスは、各部門で廃棄せず、ITSに連絡、相談すること。

5. アプリと外部サービス

5-1. アプリ

- (1) 「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されているアプリを使用する場合は、各自でインストールし、アプリ毎に指示された設定を行うこと。
- (2) アプリに不要な権限を与えないように(電話帳や位置情報へのアクセス等)考慮して使用すること。
- (3) 導入したアプリは、各機器のアップデート方法に従って常に最新の状態にした上で使用すること。

文書番号	スマートデバイス使用基準	頁	7/9
------	--------------	---	-----

5-2. 外部サービス

- (1) 「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されているサービス以外の外部サービスは使用しないこと。
- (2) 業務で使用する情報は、「使用可能なソフトウェアおよび外部サービス一覧」に記載されているサービス以外の外部サービス以外に保存しないこと。

6. 例外事項

業務都合等により本基準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、ITS に報告し、例外の適用承認を受けること。

7. 罰則事項

本基準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。

文書番号 ス	マートデバイス使用基準	頁	8/9
--------	-------------	---	-----

改訂履歴表

版	数	制定·改訂日	実 施 日	改訂の概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由等)	承 認	作成
	1	2019年4月1日	2019年4月1日	新規作成		

文書番号	情報機器使用基準	頁	9/9
------	----------	---	-----

【別紙】Wi-Fi アクセスポイント使用時の留意点

- (1) 原則として、社有のスマートフォンおよびポータブル Wi-Fi 機器への接続のみ使用可能とする。
- (2) 自宅の Wi-Fi を使用する場合は、以下を遵守すること。
 - ① 機器が保持しているセキュリティ機能の確認のため、使用する Wi-Fi アクセスポイントまたはルータの暗号化方式を ITS に報告後、許可を得ること。 暗号化方式が不明な場合は、機種名を報告すること。
 - ② 適切な暗号化方式 (WPA2 等) を採用すること。
 - ③ 使用する Wi-Fi アクセスポイント、またはルータのファームウェアを最新のバージョン に更新すること。
 - ④ MAC アドレスフィルタリングなどを施し、許可された端末以外は容易に接続できないようにすること。
- (3) やむを得ず、ホテルが提供するインターネット接続サービスなどを使用する場合は、以下を遵守し、ITS が提供するリモート接続ソフトウェア以外は使用しないこと。
- ⑤ 適切な暗号化方式(WPA2等)が採用されていない場合(暗号化なし、WEP、WPA等)は使用しないこと。
- ⑥ モバイルデバイスの OS が使用可能なものであり、最新のバージョンであることを確認すること。
- ⑦ 不特定多数の利用者が共有しているネットワークであることを常に念頭において使用すること。
- ⑧ ホテルが使用している Wi-Fi アクセスポイント、またはルータには脆弱性が潜んでいる可能性があることを念頭において使用すること。
- (4) 使用しているスマートフォンや Wi-Fi ルータのキャリアが提供しているフリーWi-Fi およびホテルで 提供しているもの以外の公共施設におけるフリーWi-Fi(飲食施設、空港、機内等)は使用しない こと。